

川西市地域分権の推進に関する条例(案)要綱に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 平成26年3月1日(土)～平成26年3月31日(月)
- 2 意見提出人数 : 17人
- 3 意見提出件数 : 52件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Qのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【全体】	<p>地域分権について、平成25年11月の地域分権推進基本方針を読みました。地域自治組織に、市から一定の権限や財源が移譲されるとあります。市の職員は、一応公務員試験に合格し、市の採用試験に合格すると言った資質を備え、職場研修や職場経験を積み、その職責に対して給料を貰っている行政の「プロ集団」です。</p> <p>片や、現在のコミュニティ推進協議会は、納涼祭、体育祭、文化まつり等々の行事の運営はやってますけれども、必ずしも地域の人材が適材適所に配置されているとは言えませんし、必ずしも組織がうまく運営、機能しているとは言えませんし、必ずしも公平な運営がなされているとは言い切れない未熟な状態だと認識しています。</p> <p>コミュニティ推進協議会の構成員の中には、市とか行政の経験者もほんの一部にはいます。しかし他の構成員は、それぞれ専門的な強みを持った人がいると思いますが、行政的なことには素人の人が大部分を占めるいわば「行政については素人集団」だと認識しています。</p> <p>地域自治組織の全員を、市役所経験者や市役所定年退職者(OB/OG)で構成するのならまだしも、大部分が「行政については素人」であるボランティア集団に、無報酬でして貰おうと言うのは、どだい「虫の良い」話である。</p> <p>コミュニティの人は、市から委嘱状や辞令は貰っていませんし、その仕事に対して、市から報酬や手当を支給されていません。これは、何も委嘱状や辞令が欲しいと言っているのではなくて、現在は、その程度の位置付けでしかない存在だと指摘しているのです。その点では、市の職員とは、そもそも根本的に責任も意識も違うと思います。</p>	<p>条例(案)要綱の前文にも記載しているとおりに、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、コミュニティづくりを進めてきました。そして、各地域では活発な地域づくり活動が展開されてきました。こうした取り組みは、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」を体現する営みであり、今後、さらに活性化することが必要です。</p> <p>そして、行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかが問われています。</p> <p>このような認識の下、市が実施すべきサービスは市がしっかり行うのはもちろんのこと、地域住民の皆さんが、自らの地域をより良くするためにやっている地域活動を、より活動しやすい環境を整えるための制度が地域分権制度であり、行政の仕事地域へ押し付けようとするものではありません。</p> <p>一方、地域活動における担い手不足の問題があることも事実であり、地域分権制度を進めていく上で深刻な課題だと認識しています。そのため、条例(案)要綱の中でも「市の責務」として明記しているとおりに、地域の取組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	A-1
2	【全体】	<p>コミュニティの役員は、現状でも「なり手」が少なく、役員になって貰うのに苦労しているのに、地域分権により、これ以上、役員に作業負担や責任が増えるようなら、ますます役員「なり手」が無くなり、地域自治組織が成り立たなくなりかねません。</p> <p>それを、市の財政状況や行政改革の名の下に、「耳障りの良い、総花的な美辞麗句」を並べ立てて、本来、市の職員が地域の状況をしっかりと勉強しながら、その役割を果たすべき仕事を、地域自治組織に押し付けようとしています。</p> <p>従来行事の運営だけでも結構忙しいコミュニティ推進協議会に、更に多大な労力を無報酬で押し付けて、望ましい結果が生まれるとは、全く考え難いのです。</p>	<p>このように認識の下、市が実施すべきサービスは市がしっかり行うのはもちろんのこと、地域住民の皆さんが、自らの地域をより良くするためにやっている地域活動を、より活動しやすい環境を整えるための制度が地域分権制度であり、行政の仕事地域へ押し付けようとするものではありません。</p> <p>一方、地域活動における担い手不足の問題があることも事実であり、地域分権制度を進めていく上で深刻な課題だと認識しています。そのため、条例(案)要綱の中でも「市の責務」として明記しているとおりに、地域の取組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	A-2
3	【全体】	<p>大部分が行政に素人のボランティア集団に、意思決定や財源を移譲しても、半数近い非自治会員の人たちとの問題や反社会的な人達の問題等々について、市の職員よりも、公正、公平且つ適切な運営が出来るとは到底考えられません。</p>	<p>このように認識の下、市が実施すべきサービスは市がしっかり行うのはもちろんのこと、地域住民の皆さんが、自らの地域をより良くするためにやっている地域活動を、より活動しやすい環境を整えるための制度が地域分権制度であり、行政の仕事地域へ押し付けようとするものではありません。</p> <p>一方、地域活動における担い手不足の問題があることも事実であり、地域分権制度を進めていく上で深刻な課題だと認識しています。そのため、条例(案)要綱の中でも「市の責務」として明記しているとおりに、地域の取組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	A-3
4	【全体】	<p>市の財政改革の為なら、無報酬でコミュニティ推進協議会に権限移譲するのではなく、市に外部団体を作り、研修を重ねて「行政のプロ集団」に養成して、有償で業務委託することを検討すべきでは、ないでしょうか？</p> <p>私は、このままの地域分権の推進は、「現状の市民サービスの改悪」に繋がると思いますので、賛同できません。</p>	<p>このように認識の下、市が実施すべきサービスは市がしっかり行うのはもちろんのこと、地域住民の皆さんが、自らの地域をより良くするためにやっている地域活動を、より活動しやすい環境を整えるための制度が地域分権制度であり、行政の仕事地域へ押し付けようとするものではありません。</p> <p>一方、地域活動における担い手不足の問題があることも事実であり、地域分権制度を進めていく上で深刻な課題だと認識しています。そのため、条例(案)要綱の中でも「市の責務」として明記しているとおりに、地域の取組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	A-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
5	【全体】	<p>地域分権による分権の受け皿は、自治会なのか地域自治組織なのか明確にしてほしい(自治会の大小の格差あり一概には言えないが) まちづくり地域交付金(一括交付金)の受け皿なら現コミュニティで十分ではないか?現コミュニティを地域自治組織としたらよい。 結論……本条例が必要なのかどうか判断できかねます。</p>	<p>地域分権制度は、これまでの各地域での活発な地域づくり活動を前提に、さらなる活動の活性化を目的とした制度です。 この趣旨を明確にするため、「地域自治組織」という表現を「コミュニティ組織」に改め、現コミュニティ推進(連絡)協議会を条例上明確に位置付け、コミュニティ組織が一括交付金を受けようとするときは、手続として市長の承認を要することとします。</p>	B-2
6	【全体】	<p>昭和55年以降、活動実績があり高く評価される校区コミュニティ推進協議会は、この条例(案)要綱によって、実質的に法的に位置づけられる思いが致します。</p>		C-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
7	【全体】	<p>国の「地方分権推進」の流れに乗った「地域分権制度」だが、「地域分権」の名のもとにむしろ行政当局からの「地域総括」の色合いを強く感じる。</p> <p>国の「地域分権制度」では、「分権」の名のもとに自治体への統制が強められているが、「地域分権」においても「住民自治」に対して市の管理・統制を強化するものになっている。住民活動を市サイドが決めた枠組みの範囲内で、あるいは市長が認定した範囲内での「地域計画と地域業務」に閉じ込めて「官製の地域コミュニティ」を造ることになるのではないか。そもそも自治会など地域の活動団体は、行政側から何らかの「援助」があるとはいえ、住民の自発的・自主的な自治組織である。その組織と活動に「条例」によって、権力的に上からの『枠』をはめてゆく「地域分権制度」では、住民の自主性・自発性の芽はつみとられ、「役所の仕事」の下請けと受け止められかねない。</p> <p>「地域分権」と言うが、従来、自治会などの活動体が方針を決めて活動してきたこと以上に、市から付与されるような権利・権限は見当たらない。精々わずかな「交付金」を地域で分配することくらいで、それさえも「管理・統制」からはみ出ると交付されなくなる。</p> <p>「地域分権制度」の主眼は10個余りの「地域自治組織」を創設し、地域の自治会・その他の活動団体を一纏めにして、対地域行政の窓口を一本化することによって、行政サイドの手間を簡素化するとともに、地域住民活動を「まちづくり地域交付金」をテコに管理・統制しやすくすることにすぎない。創設される「地域自治組織」は官製の行政末端組織の色合いを強め、自治会・その他活動団体の『上位組織』として機能することになる。「参画と協働のまちづくり」は、そうした行政末端組織を設けなくとも、いまある地域の自治会やその他主要な活動団体、地域コミュニティ協議会とよく協議し、地域ごとの合意に基づいて支援・拡充することで民主的な「住民自治」が機能するのではないか。これまでの行政は、そうした取り組み・努力は希薄ではなかったのか。国が提唱する「地域分権制度」にこだわらず、市の才覚を生かした「参画と協働のまちづくり」に本腰を入れるべきだ。</p> <p>「地域分権推進条例（案）」は、既存の自治会や福祉委員会・その他活動団体を「地域自治組織」という『官製組織』に一纏めに編成し、「交付金」をテコにして統制・管理する仕組みづくりということでないか。国に対して「モノ言わない川西市」に似せて、市に対して「モノを言わない住民自治」にはして欲しくない。</p> <p>市の担当部局の苦労は伺えるが、実情にそぐわない「条例」を急いでつくる必要はない。国の「官製・地域分権制度」にとらわれない『川西の地域分権制度』をもっと時間をかけて自治会やコミュニティ組織、さらには住民と話し合い研究して作り上げて欲しい。</p>	<p>条例（案）要綱の前文にも記載しているとおり、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、コミュニティづくりを進めてきました。</p> <p>地域分権制度は、これまでの活動を前提にさらに活性化させることを目的とした制度であり、「官製の地域コミュニティ」を作ったり市の下請けにするというものでありませんし、自治会・その他活動団体の『上位組織』というものでもありません。</p>	D-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	【全体】	<p>「地域分権推進基本方針」【ダイジェスト版】の「当面のスケジュール」の文中で、「地域によって事情は異なるため、地域の実情や課題に応じて・・・段階的な制度の導入をめざします」と述べておられる点は評価したいと思います。</p> <p>地域の事情は様々です。表面に見えるもの見えないものを数多く抱えています。それらに眼を瞑り、未解決のままこの制度を強行することには賛成できません。地域をいかに活性化するかという高い理想の基に、計画立案された貴重な制度でありますから、成果を急がず、時間を掛けて確実に前進できるように配慮していただきたく思います。</p> <p>未来に向かって地域が当面している諸問題を、私たち自身で解決し乗り越えていくために、期待される自治組織が創れますようご指導をお願いいたします。そして、地域住民が心から喜び、祝福して迎えられる地域分権制度として導入されることを希望いたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域によって事情は様々であることから、制度適用に向けては、地域の皆さまとともに、じっくりと進めてまいりたいと考えています。</p>	F-5
9	【全体】	<p>地域分権の推進に関する条例（案）拝読いたしました。結論から申し上げますと、非常に良く出来た内容であると、同時に高い評価に値すると思っております。</p> <p>何故ならば、①人口の減少②少子高齢化（平成25年3月現在、川西市全体で高齢化率27.1%、年少人口比率13.5%）③川西市の市民税（平成9年約250億円、平成26年約197億円）約2割減少しています。この傾向は、人口減少等に伴い税収が減り、増々財政が悪化すると思えます。</p> <p>市の財政が悪化すれば、地域が抱える課題の解決に向けた取り組みが出来る筈がありません。民間で出来ることは民間の協力を得て、民間の活用、能力を十分発揮してもらい、行政と協働して向こう10年間の地域まちづくりを地域が主体となり構築すべきだと思います。</p> <p>まちづくりを行う為には、活動に対する財源の移譲、一定の権限を付与すべきと思われます。今条例案は上記に述べた思いを熟慮された上での提案と真摯に受けとめています。</p> <p>～苦言を申し添えたい～</p> <p>上述の如く、人口の減少、少子高齢化、市民税の減少等、川西市が抱える今日の課題は、十数年前より予想されていたと思われます。今更言っても仕方ない事ですが、何故、第4次総合計画（平成15年～平成24年迄）の中に、地域分権の推進が計画されなかったのが残念に思われます。その為にも将来の子ども達に負の財産を引きつがさない様に市内全域で協力して実行に移すべきと思います。</p>	<p>いただいたご意見をしっかりと受け止め、自治会を中心としたコミュニティ活動がさらに発展するよう、住民の皆さまとともに地域分権を推進してまいりたいと考えています。</p>	I-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	【全体】	<p>・地域住民が主体 ・市は地域活動をサポートする ということが基本となっており、実現すれば大変有意義で地域密着の政策ができると考え、賛成します。</p> <p>しかし、これを推進するにあたり、ガイドラインを作成するなど、地域自治組織の立ち上げはもちろん、日々の運営に市の多大なサポートが必要になると思います。だからこそ、規則などで「多大なサポート」をはっきりと明示していただければと思います。市全体で推進し、「理想」が「現実」になるようスピーディな推進を願います。</p>	<p>組織の設立・運営に当たっては、マニュアルや支援メニューを示し、十分なサポートができるよう努めてまいります。</p>	J-1
11	【全体】	<p>私たち市民が自ら地域づくりに行動することは意義あることと思います。しかし、今回のこの条例案要綱を読み感じたことは私たちの自発的意思の尊重が感じられません。結論的に豊富な知識と経験が求められる、そして地域間格差が拡大されかねない今回の条例要綱には賛成できません。地域間格差が拡大しないように市全体を、市民全体を念頭に施策を進めるのが役所の務めであると思います。</p>	<p>条例（案）要綱の前文にも記載しているとおり、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、コミュニティづくりを進めてきました。地域分権制度は、その延長線上にあるものであり、地域の自主・自発的な活動をさらに活性化していただき、市は地域活動をしっかりとサポートしていきます。</p>	N-1
12	【全体】	<p>コミュニティの運営委員会でこの条例案を配布したところ、各自治会長から称賛の声があがりました。</p> <p>自治会長会議でもやはり賃貸・分譲マンションでの会員を増やす時点でなかなか壁が大きくあり、困難している話を聞きます。その悩むところをかなり踏み込んだところに有りがたいという意見でした。川西市の地域への支援を真剣さを伺え、また市長が地域の長の声を十分聞いていただいていることに心強さを感じました。</p>	<p>地域分権制度の検討過程では、賃貸・分譲マンション住民の自治会未加入について、対応が難しいという声をたくさんいただきました。</p> <p>地域分権制度を進めるには、自治会の活性化が重要な要素であるとの思いから、今回の条例（案）要綱に規定したところです。</p> <p>条例制定の後には、住民の皆さまとともに自治会加入促進にも努めてまいりたいと考えています。</p>	P-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
13	【全体】	<p>今回の条例案は、地域分権の推進に関するものであるが、現実には地域住民の意識は低い。地域分権制度についての理解が不十分ではあるが、反面、地域交付金に対する期待は大きく、一部地域では、新たなまちづくりに向けた取り組みの兆しも見受けられる。</p> <p>今回の条例案では、自治会加入等について規定されており、今後の活動においてその意義は大きい。</p> <p>コミュニティ活動の核は自治会であり、運営面での担い手不足等、限界状況で疲弊している自治会組織の活性化のため、市の人的支援や育成、経費面等において、具体的施策を速やかに講じることが重要である。</p>	<p>自治会を中心としたコミュニティ組織では、これまでも活発な地域活動を展開されてきており、その実績の上に立った活動を、地域分権制度を使い、さらに活発化していただきたいと考えています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、まだ多くの皆さんに十分に周知できていない状況も否めないところです。</p> <p>今後、制度の周知を図りながら、条例（案）要綱の「市の責務」でも明記しているとおおり、地域の取り組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	Q-1
14	【1ページ】 前文	<p>「セーフティネット」の文言の解説を入れ、誰もが解りやすくすればどうですか。</p>	<p>セーフティネットとは、ここでは、住民が安心して暮らせることができ、万が一のときに住民を救済する社会の仕組みのことをいいます。</p> <p>現在、自治体が備えているセーフティネットには、生活保護、健康保険、福祉サービスなどがあります。</p> <p>これについては、条例の解説書にて説明を加えます。</p>	C-2
15	【1ページ】 前文	<p>「さらに自治体行政も～（最後まで）」について、この中に「住民のセーフティネットとしての役割を…」をと読んでまさにこの通りだと思います。一例を申し上げます。当NPO法人は災害が起きた場合、バリアフリーの建物を生かして、弱者である高齢者や障害者をいち早く受け入れようと日頃から考え、わずかながら備蓄品も備えております。このことは前文にあります「住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図る」ということに他ならないと思います。果たして自治体は「地域分権」推進策の中に、このような事も盛り込んでコミュニティ組織をお考えでしょうか。多分NOでしょう。縦割りを旨とする行政でしょうが、役所もグローバルに考える時代ではないでしょうか。</p> <p>「地域分権」に大いに期待しています。勿論手段も伴っての話ですが。</p> <p>高齢化率、川西一番の当地に於いては、まちの在り方の一番大切な部分なので離して考えることはできません。</p>	<p>市では、平成22年10月から「市参画と協働のまちづくり推進条例」を施行し、まちに関わる様々な人々が、それぞれの役割分担の下、連携・協力しながらまちづくりを進めています。その一環としての「地域分権」を進めるに当たりまして、行政内部で縦割りによる弊害が生じないよう、ご指摘をしっかりと受け止めて、地域分権を推進してまいります。</p>	E-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
16	【2ページ】 2 定義 ⑤地域自治組織	12(3)の規定による認定を受けた組織を言う、とありますが、7ページの11地域自治組織の構成員②の中に10(2)に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、とあります。これは12(3)と矛盾しています。ちなみに条例(案)要綱全体を見渡しても、現在或いは今後、市民の力を必要とされる時代であるにも拘らず「NPO法人」や市民活動団体(法人でなくとも)の文字は殆ど見当たりません。10(2)の中にある法人の言葉に続き「NPO法人」も加えるべきではありませんか。 当地域には二つのNPO法人があります。	地域自治組織(この表現は「コミュニティ組織」に改めます。以下同じ。)においては、それぞれの地域が抱える地域課題の解決に向けて、関連する諸団体が連携を図ることが重要となることから、地域内で活動する市民公益活動団体や地域内の事業者などは、地域自治組織が認める場合は構成員となります。 この中には、NPO法人も当然含まれており、地域の状況に応じ、地域自治組織の構成員として活動されることは十分に想定されます。	E-1
17	【2ページ】 2 定義 ⑤地域自治組織	2定義⑤の地域自治組織の定義だが、現在のコミュニティ推進協議会を意図していると思われるが、新認定組織も現コミュニティ組織解体→新組織設立ではなく、現組織体の改組や見直しとなる見込みである。地域におけるコミュニティの組織や存在感等に差異はあるものの、新組織の中心的(広義的な)受け皿になるであろうコミュニティと現在その運営に関わっている市民への心的配慮が文面にあってもよいと思われる。自治会VSコミュニティとならない様に、定義に(現)コミュニティ推進協議会(等)との名称を入れるのが望ましい。	ご指摘を踏まえ、「地域自治組織」という表現を「コミュニティ組織」に改め、現コミュニティ推進(連絡)協議会を条例上明確に位置付け、コミュニティ組織が一括交付金を受けようとするときは、手続として市長の承認を要することとします。 これに伴い、コミュニティ組織の役割の中に、「透明かつ民主的な運営に努めるものとする。」という文言を追加し、「18活動報告」「19情報公開等」の規定は、この役割に含まれるため、削除いたします。	k-1
18	【3ページ】 3 市民の役割	「積極的に自治会に加入」に改められないか強く求めます。今こそ市や自治会は、地域自治組織の基盤となる自治会の加入率を高めることが喫緊の課題です。これは、自治会存亡のカギです。市や自治会、開発事業者等のPRには、残念ながら一定の限界があると言わざるを得ません。従って、市民の役割には、強い姿勢が求められます。	ご指摘を踏まえ、「自治会に加入するなど」との表現を、「積極的に自治会に加入するなど」に改めます。	C-3

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
19	【3ページ】 3 市民の役割	<p>市民に地域自治意識が醸成されているとは思えないこと及び新たな地域自治組織の担い手が限られていることから、活動に対するフリーライダーが増えることは予見されることです。国から地方に対する地方分権の意味と同一ではない市の市民に対する地域分権の考え方を整理しなおして、時間をかけて市民の理解を得ていかなければ、新たな自治組織は、交付金と行政のアウトソーシングの受け皿という位置付けにしかならないと思います。</p>	<p>自治会を中心としたコミュニティ組織では、これまでも活発な地域活動を展開されてきており、その実績の上に立った活動を、地域分権制度を使い、さらに活発化していただきたいと考えています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、まだ多くの皆さんに十分に周知できていない状況も否めないところです。</p> <p>今後、制度の周知を図りながら、併せて条例（案）要綱の「市の責務」でも明記しているとおりの、地域の取り組みを市としても十分にサポートしていきます。</p>	G-1
20	【3ページ】 3 市民の役割 4 自治会の役割 【4ページ】 6 地域自治組織の役割（2）	<p>「地域のまちづくりを推進する上で、自治会が地域活動の基盤となる最も基礎的な団体であることを踏まえ・・・」との解説がなされている。そして、「市民は自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする」との役割の条項がある。</p> <p>その通りで、地域のまちづくりの担い手の基盤が自治会にある。それは自治会が会員制をとっており、理事・班長などの役職により地域を組織的に網羅しているからである。ところが説明にあるように少子高齢化の流れの中、この自治会の担い手が少なくなってきたり、会員比率の減少がどこの自治会にでもおこっている。この対策の妙案がない。自治会への加入を呼びかけても「自治会に入るメリットは何があるのか？」という質問に的確にこたえきれない。メリットは色々あることを列挙出来ても「じゃあ、自治会に入らないとどういうデメリットがあるのか？」については、説得できる材料に乏しいといわざるを得ない。</p> <p>「市民が地域住民の一員である」ことを認識させるために、自治会への入会を義務付ける方法を行政として検討すべきと考える。</p> <p>①自治会員と非会員とで市民税等において差をつける ②ゴミの回収における区別（ゴミを出す袋を規定のものにして、有料とし、自治会員には助成を行うなど）</p> <p>市民は、このまちに住まいするならば、自動的に自治会に入会するものとするくらいの条例が必要なのではなからうか？</p>	<p>最も身近な地縁組織である自治会は、より良い地域づくりを進めるうえで極めて重要な役割を果たしていただいていると認識しています。</p> <p>しかしながら、その加入についてはあくまで本人の意思によるものであり、自治会加入を強制することはできないことから条例（案）要綱においては、市民が自治会へ加入することは努力規定としています。</p> <p>さらに、条例（案）要綱においては、新たに自治会加入促進への取り組みとして、マンション管理組合の役割や住宅業者の役割などについても規定しているところです。</p>	H-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
21	【3ページ】 3 市民の役割	「自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。」と記されているが、この市に住んで所定の義務を果たしていることで市民としての役割を果たしているのではないかと。それではそれらの活動に参加しない、消極的なものは役割を果たしていないことになるのか。	参加の仕方については、個々人の自由意思に基づくものであると考えますが、条例（案）要綱においては、地域によるまちづくりを進める上で、自治会の果たす役割が大きいこと、また、近年、自治会加入率の低下が大きな課題となっていることから、あえてこのような規定を努力規定として定めています。	N-2
22	【3ページ】 4 自治会の役割	現在の小学校区コミュニティは、概ね自治会を中心に構成されながら、コミュニティ事業の対象は小学校区内の住民となっています。しかしながら、事業の対象を自治会員のみとし、非自治会員との差別化を図ることはできません。 自治会加入率の低迷が課題となっていますが、加入促進は非常に困難を極めています。魅力ある自治会として、自治会加入率を高める市の積極的施策が少ない中で、自治会活動に疲弊しているとの自治会長の意見もあります。自治会の会員、非会員を問わず市からの情報及び資料等を地域自治組織が配付すれば、ますます自治会に加入する必要性が無くなってしまいます。 市は、市民が自治会に加入しない理由を分析し、対処を検討したうえで、地域自治組織を立ち上げていかなければ、地域自治組織を必要としているのが、市民なのか行政なのかまた、その理由もわかりません。	地域分権を進める上では、最も身近な地縁組織である自治会は極めて重要な役割を果たしていると考えています。 ご指摘いただいたとおり、自治会加入率の低下については大きな課題であり、様々な対策を検討し、加入促進に努めてまいります。	G-2
23	【3ページ】 4 自治会の役割	自治会に求められる役割を定めていますが、それらはそれぞれの自治会が独自に定めるものでありませんか。私が自治会に入っているのは近隣の方々とコミュニケーションを図りたいということでありそれ以上のものではありません。	ご指摘のとおり、それぞれの自治会の役割については、それぞれの規約等において定められるものだと考えます。 しかしながら、地域によるまちづくりを進める上で、自治会が果たす役割は大きいこと、また、近年、自治会加入率の低下が大きな課題となっていることから、あえてこのような規定を努力規定として定めています。	N-3

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
24	【4ページ】 5 マンション管 理組合の役割	<p>マンション管理組合等の役割については、非常に重要な項目であり、条例に明記されていることはとても意義がある。管理組合はマンション開発業者又はビル管理法人が管理費を徴収し、住民・入居者に対するサービスや資産保全・維持を目的として運営されているところが多いが、入居者にとっては、管理組合に入っていると、自治会に入るメリットや関心が持てないケースが多い。</p> <p>よって、条例によって、できればだが、開発許可時に地域自治会への加入の促進への義務や付帯条件は入れるべきであると思う。</p>	<p>マンション居住者の自治会未加入問題は、地域づくりを進める上で深刻な課題だと認識しています。</p> <p>しかしながら、その加入についてはあくまで本人の意思によるものであり、自治会加入を強制することはできないことから、条例（案）要綱においては、マンション居住者が自治会へ加入することは努力規定としています。</p>	k-2
25	【4ページ】 6 地域自治組織 の役割	<p>次の規定を新たに加える。</p> <p>「（１）推進のため地域自治組織は、自治会、地区福祉委員会、その他活動団体との連携と対話による合意形成に努めるものとする。」</p> <p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例（案）で自治会の基盤強化が強調されていることには異論はありませんが、一方で、４－（２）のとおり、自治会の地域自治組織に対する協力も欠かせません。その為、地域自治組織運営の基本精神として付け加えていただきたい。 <p>－合意形成が出来ていない事例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者への対応は自治会の役割となっており、福祉委員会で要請しているが、対応はマチマチである。 ・子供会がない自治会への働きかけも進展なし。 	<p>ご指摘のとおり、地域づくりに関わる様々な団体が連携と対話によって合意形成を図ることは、地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。）を運営する上で非常に大切なものです。</p> <p>役割の中に、「透明かつ民主的な運営に努めるものとする。」という文言を追加します。</p>	L-1
26	【4ページ】 6 地域自治組織 の役割	<p>（１）（２）項で役割が定められています。これについても私たち市民はそのような役割を定められたら息が詰まるような思いになります。もちろん住民の一人として地域のことに無関心でいいということではありません。市が積極的に住民の声に耳を傾けて様々な施策を実施していくことによって市と住民の間に一体感が生まれてくると思います。</p> <p>また、市の果たすべき役割を住民自治組織に委ねていくことになるのではないかと。</p>	<p>ご指摘の部分については、現在のコミュニティ組織の役割に準じたものを規定しているもので、これまで以上の負担を課すような意図ではありません。</p> <p>しかしながら、前文にも記載しているとおり、市が果たすべき役割はしっかり果たすのはもちろんのこと、地域住民の皆さんが、自らの地域をより良くするためにしている地域活動を、より活動しやすい環境を整える必要があると考えており、そのための地域分権制度であると考えています。</p>	N-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
27	【5ページ】 7 住宅業者の役割 8 住宅建築に伴う連絡担当者の届出	7、住宅業者の役割、8住宅建築に伴う…に関しても、5、マンション管理組合等の役割のところ述べていた意見と同様に準じた扱いでよいと思われる。	マンション居住者の自治会未加入問題は、地域づくりを進める上で深刻な課題だと認識しています。 しかしながら、その加入についてはあくまで本人の意思によるものであり、自治会加入を強制することはできないことから、条例（案）要綱においては、マンション居住者が自治会へ加入することは努力規定としています。	k-3
28	【5ページ】 7 住宅業者の役割（1）	「・・・入居予定者に説明するよう努めるものとする。」を、「・・・入居予定者に説明し、必要性を理解させる」に改める。	趣旨は同じであるため、原文のままとします。	M-1
29	【5ページ】 7 住宅業者の役割（2）	「・・・連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとする。」を、「・・・説明し、できるだけ未加入者がでないように当該自治会との連絡調整に努めるものとする。」に改める。	趣旨は同じであるため、原文のままとします。	M-2
30	【6ページ】 9 市の責務（2）③自治会への財政的支援	これ（自治会への財政的支援）は地域自治組織を通じて支援するルールにしてほしい。	自治会への財政的支援は、地域のまちづくりを進めていく上で、地域の最も身近で基礎的な地縁団体である自治会活動の活性化を支援することが重要であるとの観点から規定しようとするものであり、市からの直接的な支援が適切であると考えています。	B-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
31	【6ページ】 9 市の責務	<p>9、市の責務の②自治会活性化への支援、③自治会への財政的支援、⑤地域自治組織への財政的支援は、⑥自治会及び地域自治組織への情報提供同様にまとめられる。更に自治会及び地域自治組織への運営リーダーの育成等支援という項目を追記できないか。人事（自治）を侵害するものではなく、市と地域が地域運営活性化のために人的に結びつきを深める有意義な支援アイデアが生まれる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、簡潔な表現とするため、②自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援、③自治会及びコミュニティ組織への財政的支援、④コミュニティ組織への人的支援、⑤自治会及びコミュニティ組織への情報提供に改めます。 また、自治会及び地域自治組織への運営リーダーの育成等支援については、②に含まれるものと考えています。</p>	k-4
32	【6ページ】 9 市の責務	<p>意見を述べるにあたり、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（平成22年6月）、「地域分権推進基本方針」（平成25年11月）、そして、「地域分権の推進に関する条例（案）要綱」を一読しました。 本条例（案）の文字面を読む限り、特に問題は感じられないのですが、本要項の前文に記載されているような問題を抱えた自治会の現状を見ると、参画と協働のまちづくり、「住民自治」による地域活性化は遠い道のりのように思われます。したがって、このシステムを早期に軌道に乗せるためには、弱点・問題点を克服する方策を織り込んで条例を構成することが必要と思います。 そこで、「要項 9 市の責務」が重要となりますが、この条項内容では余りにも簡単に抽象的です。生活のなか、限られた地域で生じる問題は、往々にして非常に具体的で、行政的な解決が必要なことも多くあります。9項では自治会および地域自治組織への支援のみが市の責務となっていますが、前文にあるような、それら組織が抱えている弱点・問題点にも充分考慮する必要があります。究極の目的は市民生活へのより良き環境づくりであることを踏まえると、問題（課題）によっては自治組織だけではなく、行政（市）による住民への直接的な行動、すなわち、ダブルの問題解決機能をもたせることと、その責任の明文化が必要と考えます。逆に、住民からの問題が自治組織で的確に取り上げられないことも想定すると、市に市民からの声を受け入れる窓口を設け、市は自治組織との仲介の責務も負うことも明記すべきと考えます。世の中が複雑化する中で縦割行政による弊害や遅れを改善する目的で出された条例とは思いますが、むしろ「自治」という名の下に責任回避など悪い面が出ないかと危惧しています。「問題丸投げ」行政にならないような市の組織および意識の改革も必要と思います。</p>	<p>市の責務の内容が、簡単に抽象的であるというご指摘については、条例（案）要綱が地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定めたものであることから、具体的な施策については運用の中で、その時の状況に応じ、適宜、行っていきたいと考えています。 また、ご指摘の「市の組織および意識の改革の必要性」についても十分認識しており、本制度の推進に当たっては、本制度の趣旨の徹底に努めたり、市役所内部での横の連携を図るための会議も設置し、情報の共有や意識改革に努めてきています。しかしながら、まだまだ十分であるとは考えておらず、今後、本制度の推進に当たっては、一層の意識改革に努めてまいりたいと考えています。</p>	0-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
33	【6ページ】 9 市の責務	<p>市民の自治意識向上を図るためには、市（職員）の意識改革が必要であることです。まちづくり推進条例が発足して以来、職員に対する勉強会も多数回開かれているようですが、各部署（いわゆる、現場段階）の意識はどの程度改革されたのでしょうか。それに疑問を呈する事例として、先日、地域児童公園の桜が、住民の誰も知らない間に市によって突然伐採される事件が起こりました。この公園はかつて地域の共同所有で住民が長年管理してきたが、市の要請もあり、円滑化を図るため、時間を掛けた住民合意形成の末、市に寄付したものです。したがって、桜も長年住民によって世話され、地域のシンボリックな桜でした。いわば、「参画と協働のまちづくり」の典型のような経緯をもっています。今回の伐採事件について、担当課の事後説明は「自治会の了承を得ているから（問題ない）」とのことですが、これは自治組織を市の下部機関のように考え、自治会を責任回避の隠れ蓑に使っている象徴的な出来事です。推進条例ができて4年近くたってもこの現状です。</p> <p>また、各種の懇談会で耳にすることが、「本日は大変貴重なご意見を賜り……。」の市代表者の言葉ですが、その後どのように処理・活用されたかは不明のままです。自治会衰退の一因に、「自治会の地区委員をすると付け加えて外部の役が回ってくるから」との理由で脱退者がでる悪循環もあります。各種懇談会開催の“かたち”（実績）を作るためにではなく、会の意義と市政への参画が充分感じられる運営になればその悪循環の流れも弱くなるのではないのでしょうか。今後制度として委員会や懇談会が増えるように思いますが、担当する市職員の姿勢は大変重要で、「対話と情報共有による信頼関係」の構築には職員の資質の向上を計り、最低限、運営にあたって「報・連・相」の徹底を明記すべきと考えます。</p> <p>「仏造って魂入れず」とならないように、切に願う一市民の意見です。</p>	<p>市参画と協働のまちづくり推進条例が施行され3年半になりますが、職員研修を重ねているとはいえ、まだまだ、職員の意識改革が進んでいないことは、非常に残念に感じていますし、反省する点でもあります。</p> <p>今後、地域分権を推進する上でも、ご指摘のとおり、さらなる意識改革が求められ、この点については、しっかりと進めていきたいと考えています。</p>	0-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
34	<p>【3ページ】</p> <p>3 市民の役割</p> <p>【7ページ】</p> <p>10 地域自治組織の設置及び区域</p>	<p>3市民の役割で「市民公益活動団体は自らが地域住民の一員であることを認識し……地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする」とあります。</p> <p>次に10地域自治組織の設置及び区域の(1)で「市民公益活動団体は一定の区域を範囲として、地域自治組織を設置することができる」とあります。</p> <p>つまり市民の権利として、主体的に地域活動に参加し地域自治組織を設置することができるかと謳っています。</p> <p>しかしその後【解説】の中で「地域自治組織は本市の状況をみると、一部の地域を除きコミュニティ推進(連絡)協議会が地域課題の解決のための活動を行なっており、同協議会が地域自治組織となることを基本としています」と記載されています。</p> <p>初めに市民が主体的に地域自治組織を設置することを奨励しながら、それはコミュニティ推進(連絡)協議会を基本としてやりなさいという論法に、反論するわけではありませんが、民意を行政が一方向に誘導している印象を受けます。市民活動とは市民による自発的な行為であり、自ら地域住民に対して責任を持ち、自主的かつ自由に地域貢献してゆくべきものと考えています。あくまでも市民自身が自ら決定する自主性を尊重していただきたく、行政はそれを大きく見守り、後方からバックアップする施策が望ましいと考えます。</p> <p>「一部の地域を除き」と述べて、「ほとんどの地域がコミュニティ推進協議会を地域自治組織とする方向で定まっている」という意味のことを仰言っていますが、一部の地域とはどこなのか、私の所属する校区はその一部に属するのか否かを明らかにしていただきたく思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域分権制度は、地域住民が自らの意思で決定し、自主的に活動することが基本だと考えています。</p> <p>地域分権の推進に当たっては、常に地域住民の皆様との対話を大切にしながら、地域住民の主体性を大切にしながら、必要な時には、サポートできるような体制を作ってまいります。</p> <p>一部の地域とは、コミュニティ組織が設立されていない桜が丘小学校区のことを指しています。</p>	F-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
35	【7ページ】 10 地域自治組織の設置及び区域	<p>私はこの地域分権制度について、川西市は全国でも例を見ないレベルの、市民による地域コミュニティを目指していると受け止めてきました。ということは、このハードルは極めて高いはずと思います。</p> <p>にも関わらず「本市の状況をみると・・・・・・コミュニティ推進（連絡）協議会が地域自治組織となることを基本としています」と決定されたのは、当初の段階からの方針であったのか、または地域の実情を評価してその判断をするに至ったのか説明を求めたいと思います。</p>	<p>地域分権制度の検討については、平成23年度の地域別懇談会、24年度の地域夢・未来カフェなどを通じ行ってまいりました。地域の皆さまとお話をしてく中で、条例（案）要綱の前文にも記載しているとおり、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、コミュニティづくりを進め、各地域では活発な地域づくり活動が展開されてきたという状況を踏まえるのが妥当であろうという結論に至ったものです。</p>	F-2
36	【7ページ】 10 地域自治組織の設置及び区域	<p>市は平成27年度以降の実施をめざしていると伺っていますが、以上申し上げた準備作業を各小学校区のコミュニティ推進協議会が進めていくとして、当協議会が調整機関となって、各団体や住民の意見を聞き地域全体の意見をまとめていく責任を負うこととなりますが、各地域でその準備は進んでいると理解してよいのでしょうか。</p> <p>私は全ての校区について承知しているわけではありませんが、この推進協議会に過重な役目と責任が負わされているのではないかと懸念しています。</p>	<p>現在、約半数の地域で、準備委員会や検討委員会が立ち上げられ、地域分権制度の適用に向けた検討が進んでいます。準備に要する期間や作業内容は、地域によって様々です。</p> <p>組織の設立・運営にあたっては、地域担当職員が出席させていただいたり、日々、相談に応じたりしています。今後、さらにしっかりとサポートしてまいります。</p>	F-4
37	【7ページ】 11 地域自治組織の構成員	<p>地域（自治組織）の中で活躍しているにもかかわらず、未だ、コミュニティ推進協議会のメンバーには入っていません。恐らく事業をやっているからとか、活動が全市に渡り広範囲の為という目線でしょうか、NPOの主旨である社会貢献システムを19年続けておりますが、行政としてどうお考えになっているのかお尋ねします。対等性の担保についても関わると思います。</p> <p>地域分権制度を市内14箇所に広げることは、その地域性から大変むずかしいのではないかと思います。6000世帯の当地から50世帯位の地域をどのようにされるのか、その手腕が問われます。超高齢社会を迎えるに当たり、ネットワークや多職種と手を結び、広い器量の行政指導を希望します。そして、地域分権を進める上で、NPO法人の参加は必要不可欠と考えておりますが、併せて、お考えください。</p>	<p>地域分権による地域づくりを進めていくためには、それぞれが抱える地域課題の解決に向けて関連する諸団体が連携を図ることが重要となります。</p> <p>その中で、NPO法人と連携するケースも出てくることは十分に想定されます。</p>	E-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
38	【7ページ】 1 1 地域自治組織の構成員	地域自治組織の構成員の規定において、地域自治組織が必要に応じて認めた場合限り構成員となることができるとあるが、非自治会員の取り扱いが懸念されており、条例の中で構成員要件に自治会活動に資するような記述を考慮すべきである。	地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。）は、地域全体のために活動する組織であることから、その構成員は、地域内に住所を有する全ての者が基本となります。 なお、非自治会員が自治会活動に参加することを促進することは、市民の役割の中で規定しています。	Q-2
39	【8ページ】 1 2 地域自治組織の認定	(1)で「市長の認定を受けなければならない。」となっていますが、まさに地域のことは地域でという名の下に行政の下請け機能的なものでないですか。 認定には様々なことが規定されていますが市の条例案要綱で事細かく規定することは下請け機関そのものというものです。またそのような規定を満たすには相当な知識や経験が必要だと思います。住民は千差万別です。この認定が受けられないと13の地域自治組織の事業が行われません。次の14地域別計画の策定にも関連しますが、これについても豊富な経験、知識がなければとても私たち素人が簡単に策定に参画できるものではありません。地域自治組織が認定され、地域別計画の策定がされ実施されていく地域とそうでない地域との地域間格差は開くばかりになりませんか。	地域分権制度は、これまでの各地域での活発な地域づくり活動を前提に、さらなる活動の活性化を目的とした制度であり、行政の下請け機関という位置づけのものではありません。 この趣旨を明確にするため、「地域自治組織」という表現を「コミュニティ組織」に改め、現コミュニティ推進（連絡）協議会を条例上明確に位置付け、コミュニティ組織が一括交付金を受けようとするときは、手続として市長の承認を要することとします。 また、地域別計画が実施されることで、地域の状況に応じた特色ある地域づくり活動が出てくるものと考えていますが、全ての地域で活発な活動が展開されるようサポートしていきます。	N-5
40	【9ページ】 1 3 地域自治組織の事業	「特に必要があると地域自治組織が認める事業」とありますが、「地域自治組織が」の文言を入れる必要がないと思います。しかし、13の規定の書き出しの地域自治組織に、重ねて強調する理由があるのですか。	ここでは、重ねて強調する意味ではなく、「誰が認めるのか」ということは規定上必要な表現であるため、原文のままとします。	C-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
41	【9ページ】 13 地域自治組織の事業	<p>このパブリックコメントでは明記されていませんが、「地域分権推進基本方針」の【ダイジェスト版】を見ると、地域分権制度の全体像（イメージ）が図表化され、地域を代表する地域自治組織の確立が必要と強調されています。そして13地域自治組織の事業として①～⑨の事業が挙げられています。</p> <p>地域自治組織に認定されたことを前提としてですが、これらの事業を自治組織本体が単独で実施できる範囲は限定的で、構成員である各団体が実行部隊として引き受け実行することが多くなると予測されます。</p> <p>これらの事業により進む過程において、団体間の統合や協力関係が強化されるなど好ましい結果を招くかもしれません。</p> <p>そのような期待が持てるだけに、将来予測される様々な問題を整理し、役割分担や資金をどう負担するかなどについて事前に合意しておく必要があり、自治組織を構成する主要な団体が「地域自治組織準備会」（仮称）を立ち上げ、工程表に基づいて準備を進めるべきだと私見ですがそのように思います。</p> <p>長年地域のために働いてきた団体が、この制度を導入することが自分たち自身のためであり地域の向上に役立つと確信し、総力を結集できる体制整備ができて初めてスタートラインに立つことができるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおりだと考えます。本制度を使っただけに当たり、まずは、地域の皆さんで十分なお話し合いをしたうえで、課題や取り組み方法など共通認識を図り進めていく必要があると考えます。</p> <p>住民の皆さんの自発的、主体的な取り組みがあつてこそ、本制度が活きると考えていますし、地域で取り組みを進めていただく際には、市の方でも十分なサポートを行います。</p>	F-3
42	【9ページ】 14 地域別計画の策定	<p>「地域自治組織」には「市の総合計画に掲げた地域のありたい姿」を実現するために「実施する事業をとりまとめた計画」（「地域別計画」）の策定が義務となっている。この「地域別計画」と離れた事業を行えば『交付金』は交付されない（14頁）という『罰則』付きなので、「市の総合計画」に従順な「地域自治組織」となる。</p>	<p>市の総合計画に位置付けられた「地域別構想」は、地域住民の皆様とのワークショップを経て、地域住民の皆様の意見が反映されたものとなっています。</p> <p>そして、地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために、地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。）が自主的に実施する活動を地域別計画としてとりまとめたいただき、市はそれを支援することで総合計画の実現を図ろうとするものです。</p>	D-3

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
43	【9ページ】 14 地域別計画 の策定	「地域別計画」にしても「市の総合計画」全体と財政的裏付けを知らずに「優先度や具体的な活動計画」なるものを策定できるはずがない。「策定」には「市が必要な支援を実施する」ことになるが、それは行政が描く通りの「計画」にならざるを得ない。そうした「地域別計画」は、行政サイドが地域の自治会などから聴取・協議して住民の意向を踏まえながら策定すれば良いことで、「分権条例」で新たな「地域自治組織」を創る必要はない。	地域別計画は、地域の様々な団体が連携して活動する地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。以下同じ。）が行う自主事業についてその計画を策定するものであり、地域自治組織が主体的に策定し、それを市が支援するものです。	D-5
44	【10ページ】 15 活動の制限	条例案では新たに「地域自治組織」を設置し、その設置は市長の認定を受け、毎年、活動状況を市長に報告することが義務づけられる。「地域自治組織」の活動は「制限」（第15項）されており、この「制限」を踏み外せば「認定」は取り消され、したがって「まちづくり地域交付金」は交付されないことになる。これは住民の自発的な意志にもとづく地域活動への（特に組織の役員・リーダーにとって）大きな制約・自制として働く。 「活動制限」のうち、15項②は疑問である。住民自治活動においては住民のニーズにもとづく活動をすすめるなかで、政治的要求や主張を採り上げて運動することはあり得るし、それは住民要求を実現するうえで必要な場合さえある。「政治上の主義に関わる活動」を制限することは、「組織として政治的主張・要求をすることは認めない」ことのようにも解釈され、住民の自治活動を制約・自粛することになる。住民組織に政治的要求を採りあげさせないというのは権力者側の常套手段だが、それによって住民の政治への無頓着意識を生み、ひいては地域の自治意識を刈り取る働きをするのではないか。	この規定の趣旨は、地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。）の政治団体的な活動を制限するものです。	D-2
45	【10ページ】 16 まちづくり 地域交付金	従来の「補助金」から増額されることになる「まちづくり地域交付金」にしても、「地域自治組織」がなければ交付できないというものではない。現行の自治会などと協議して必要なら増額して交付すれば良いことである。	まちづくり地域交付金は、地域課題の解決を図るために、その地域に住む全住民の方を対象とした事業の実施に活用をしていただくものです。 したがって、まちづくり地域交付金は、地域自治組織（この表現は「コミュニティ組織」に改めます。）が実施する事業に対して交付することになります。	D-4

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
46	【10ページ】 16 まちづくり 地域交付金、17 交付金の額	<p>現在までコミュニティや自治会単位に交付金が渡されていると聞いています。それと、今後の「地域分権」の交付金についての文書が見当たりません。今までの交付金は、各分野に長年交付されてきたもので、しっかり既得権を持っています。例えば、スポーツ振興で元気を維持する為の費用でしょうが、高齢者の加入は最初から人数も増えず、若い人が費用消化に懸命と聞きます。</p> <p>今まで川西市が自治会やコミュニティに渡してきた報償金や補助金がありますが、それを今回、一括交付金にされる訳ですね。</p> <p>今まで縦割りによる出所の違う金額を全て白紙撤回して、一括交付金になることをはっきり明記するべきだと思います。そうしない限り既得権の問題は解決しないと思います。</p> <p>地域分権のまちづくりは、社会のノウハウの実績を持つ地域人材と協力して（NPOも含む）地域の住民に根気よく働きかけていけば、何年かたつうちに徐々に実現が可能でしょう。根底である、温かい地域社会の復活を目指して全市民に展開して下さるよう希望します。</p>	<p>まちづくり地域交付金は、現在地域団体に対して交付されている補助金のうち、統合可能な補助金について統合し、柔軟で使いやすいお金にしようとするものです。</p>	E-3
47	【10ページ】 16 まちづくり 地域交付金	<p>会計監査について、市民の血税を地域交付金として交付する以上は、市としての責務がある。地域での決算報告書を基に市として責任を以って、会計監査を強く望みます。</p>	<p>適切な監査に努めるとともに、地域住民の皆さんが日々行う会計処理についても、マニュアルの提示や地域担当職員による助言など、サポートしていきます。</p>	I-2
48	【10ページ】 16 まちづくり 地域交付金	<p>その地域別計画が策定されれば交付金を交付する、とのことですが、公務員でない民間人が市税を扱うこととなります。万一不祥事が生じたときの責任はどうなるのですか。</p>	<p>不祥事が生じないような組織運営が重要となります。</p> <p>しかしながら、万が一不祥事が起こった場合については、これまで補助金の交付を受けていた組織と同様に、組織や個人に責任が生じます。</p>	N-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
49	【10ページ】 17 交付金の額等	<p>地域分権の財源となるまちづくり地域交付金の総額は、約5,000万円を予定しているとの説明を受けました。しかしながら、小学校区による交付額の算定方法に疑問があります。</p> <p>2小学校区を統合した校区に対する交付額(例. 約473万円・1人当たり343円)が、人口及び世帯数が多い他の単一小学校区に対する交付額(例. 約404万円・1人当たり285円)より多いことはおかしいと思います。小学校区を統合したからといって、納涼祭、体育祭等の同一内容の地域活動を重複して2回実施することはないと思います。</p> <p>小学校区割を見直し、人口と世帯数を反映した公平な交付金とするよう再検討してください。</p>	<p>地域分権制度においては、小学校区を地域自治組織(この表現は「コミュニティ組織」に改めます。)が活動する区域の基本としており、小学校区ごとに一定額の活動財源を確保する必要があることから、まちづくり地域交付金の配分において均等割額を設けることは妥当であると考えています。</p>	G-3
50	【11ページ】 18 活動報告 19 情報公開等	<p>18、19に関して、一番懸念されることは、交付金の運用について、本当に分権事業に資する活動源に予算化され、執行されるのかということである。また、その監査は自治組織外の第三者によるチェック強化が必要と思われる。</p> <p>地域自治組織はボランティアなので、どうしても人治になりやすいので、組織や監査の強化の他に、真の情報公開の体制・仕組みを具現化する必要がある。</p>	<p>地域自治組織(この表現は「コミュニティ組織」に改めます。)が定める規約において、地域別計画の策定、監査、情報公開などの手続を定めておくことで、民主的かつ透明性のある組織運営が確保できると考えています。</p> <p>また、市の方でも定期的な監査は必要であると考えています。</p>	k-5
51	【11ページ】 20 委任	<p>20、委任を受けた規則について、</p> <p>①条例公布後、施行日は、市が十分に周知するための期間を設けて施行すべきと考えます。</p> <p>②地域の特性や事情の中で、住民の熟議・合意形成・意思決定には、相当長い期間が必要と料します。従って、十分な経過措置を講じてください。</p>	<p>条例の周知期間は、3ヶ月程度設ける予定です。</p> <p>また、条例の施行後も、十分に住民の合意形成が図れた段階で制度を適用していただけるよう、地域の実情や課題に応じた支援を行ってまいります。</p>	C-5

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目 など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
52	【11ページ】 20 委任	<p>条例付則に、「3年以内毎に、地域分権の推進状況について検討を加え、また、改めて意見聴取するなど、その結果等に基づいて、見直しする」規定が必要と思います。この制度化は、他市に先駆けた取組と評価します。それだけに、条例に行政の「プラン・ドウ・シー・チェック」のビジネスサイクルの姿勢が緊要と考えます。</p>	<p>参画と協働のまちづくり推進条例の規定により、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するために「参画と協働のまちづくり推進会議」を設置しており、ここで毎年度地域分権の推進に関する取組状況について検証していく予定です。</p>	C-6